

各支部・地区ミニ連盟関係者様

一般社団法人 神奈川県バスケットボール協会 U12 部会
部会長 鵜飼 数夫

今後の各地区・チームにおける活動について⑪（年度末始の活動）

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大に伴う、神奈川県を含む首都圏1都3県に対する政府からの緊急事態宣言は、当初予定の3月7日解除に向けて検討されています。しかし、医療現場の逼迫や新規感染者の拡大は、依然として下げ止まりの様相を呈し、感染再拡大や第4波到来の懸念さえあります。

つきましては、今後の各地区・チームにおける活動については、緊急事態宣言解除後も当面の間、活動再開段階 **STEP2** の維持を通知いたします。

尚、各支部・地区連盟においては、地域における感染状況を十分に把握し、場合によっては、引き続き **STEP1** への移行も検討してください。新年度における支部・地区大会やリーグ戦を実施する場合は、神奈川県バスケットボール協会 U12 部会作成の新型コロナウイルス感染予防ガイドラインの最新版を参照し、大会ごとのガイドラインを策定し、参加チームに周知してください。

今回は特に、年度末年度始めの時期にあたり、後掲の留意事項を特化して以下の点を再確認します。

■卒業生送別行事等を集合型で行う場合は、以下の点に十分に留意する。

（卒業生送別行事は、ミニバスケットボールチームの活動において必要かつ重要な活動と判断できるため。）

- ・必要最少人数の参加 ex: 普段の練習に参加している程度の規模など
- ・必要最小時間の内容での実施 ex: 送別セレモニーのみにするなど
- ・密閉性の低い会場での実施 ex: 普段練習している体育館やそれより広い会場など
- ・参加者同士の間隔をとる。
- ・飲食を伴わないこと。行事終了後の会食なども行わないこと。
- ・換気、マスク着用、手洗い、うがい、消毒の徹底など

いずれにしましても、ガイドラインに基づく感染症対策をより一層入念に行い、万全かつ無理のない体制での計画・実施判断をお願いいたします。

本通知を各支部・地区より所属各チームに周知をお願いいたします。

以下、再掲文です。

1 チーム活動再開に向けての段階とめやすおよび留意事項

STEP1 チーム練習の再開が可能になる段階（支部・地区連盟で判断）

【判断のめやす】チームが所属する市町村の教育委員会の判断において

- ①学校の再開（休校の解除）
- ②中学校部活動の再開
- ③学校開放の再開、または、公設体育施設の再開

の3つが実現したとき、主たる活動場所・地域でのチーム練習を再開可能とする。
但し、まだ他チームとの合同練習、練習試合等の交流や移動は行わない。

【活動日の制限】

- (1)活動日数は、土日祝日を含めて週3日以内とする。
- (2)活動時間は、平日2時間以内、土日祝日の場合3時間以内とする。
- (3)土日に実施する場合は、いずれか1日を活動日として、のこりの1日は休息日にしてください。
- (4)公設体育施設等を使用する場合は、同一地域チームとの公平性を担保できるようにお互いに譲り合いをしてください。
- (5)屋外で活動をする場合は、公園等施設の使用許可を取ると共に、近隣住民の迷惑にならないように十分な配慮をしてください。

【各チームで講じるべき感染防止対策】選手・指導者・保護者・役員全てに適用

- (1)発熱、咳、咽頭痛、倦怠感など風邪症状や体調不良の場合は活動に参加しない。
- (2)同居家族や身近な人に感染が疑われる人がいる場合は、活動に参加しない。
- (3)活動への参加は個人の自由とし、強制しない。感染不安による自主的な不参加等に対して十分な理解と配慮を行い、不当な差別的扱いにならないように留意する。
- (4)家を出る前に必ず検温をし、活動日の責任者に報告する。
- (5)活動責任者は、日々の参加者名簿を作成し、体温を記録する。
- (6)事前の検温を忘れた場合は、活動場所で検温する。(体温計はチームで用意する。)
- (7)活動場所への行き・帰り、ミーティング等の場面を含めたマスク着用を徹底する。ただし、練習をする時間帯ではマスクを外し、衛生的に保管する。指導者、付き添い保護者等は、原則として全時間帯着用する。(熱中症対策として、息苦しくなる場合は無理をせず、周囲の人との十分な距離を確認した上で外す。)
- (8)活動場所に入る前、活動終了後、帰宅後における石鹸による丁寧な手洗いと入念なうがいを徹底する。
- (9)石鹸による手洗いができない場合は、アルコール等による手指消毒を行う。
- (10)参加者は、汗ふきタオルとは別に、清潔な手ふきタオル等を各自用意する。
- (11)活動中は、最低2方向の窓を開けるなど、十分な換気を行う。
- (12)必要最小限の参加者にとどめ、参加者間の距離をとるように心がける。
- (13)活動中、多人数が密接・密集して滞留したり、長時間近接したりすることを避けるように、活動の内容や形態を工夫する。
- (14)活動中、不必要な大声での発声がないように心がける。

STEP2 近隣地区内での交流が可能になる段階（支部・地区連盟で判断）

【判断のめやす】STEP1のチーム練習が再開して約1ヶ月程度の経過観察を経て近隣地区内での他チームとの交流や移動を可能とする。

交流範囲は、原則として県協会U12部会各支部・地区内とする。（横浜においては北・中・南・西4地区内、北相においては東・中・西3地区内とする。）

【活動日の制限】

- (1)活動日数は、土日祝日を含めて週4日以内とする。
- (2)活動時間は、平日2時間以内、土日祝日の場合3時間以内とする。ただし、試合等の交流を行う場合はその限りでないが、無理のない計画を立案し、できるだけ時間短縮に努める。
- (3)公設体育施設等を使用する場合は、同一地域チームとの公平性を担保できるよ

うにお互いに譲り合いをしてください。

(4) 屋外で活動をする場合は、公園等施設の使用許可を取ると共に、近隣住民の迷惑にならないように十分な配慮をしてください。

【各チームで講じるべき感染防止対策】選手・指導者・保護者・役員全てに適用

(1)～(14) **STEP1** と同じ。

(15) 同時に熱中症対策も十分に行ってください。

【対外試合を行う場合】

(1) 別途定める県 U12 部会ガイドラインを拠り所として、各支部・地区におけるガイドラインを作成し所属チームに周知してください。

(2) 無理のない余裕をもった計画を立案し、参加チームや会場に負担がかからないようにしてください。

(3) STEP2 への移行および地区大会の実施などのタイミングは地区で慎重に判断してください。地区同士の競争意識などのもと、無理な展開は絶対に避けなければいけません。地区として可能なレベルを見極めて少しずつ展開してください。

STEP3 県内での交流が可能になる段階

【判断のめやす】STEP2 の近隣地区内での交流が可能になってから、各チーム・支部・地区の活動状況や県内の感染状況等、相当の経過観察を経て、県内での他チームとの交流や移動を可能とする。

交流範囲は、原則として県協会 U12 部会各支部・地区を越えて県内チームとの交流や移動を可能とする。特例として、隣接する他都県との交流については、当該 PBA 間の承認を得て認められる。

【活動日の制限】

(1)～(4) **STEP2** と同じ。

【各チームで講じるべき感染防止対策】選手・指導者・保護者・役員全てに適用

(1)～(15) **STEP1** と同じ。

【対外試合を行う場合】

(1)～(2) **STEP2** と同じ。

STEP4 県境を越えての交流が可能になる段階

【判断のめやす】STEP3 の県内での交流が可能になってから、県内および関東圏の活動状況や感染状況等、相当の経過観察を経て、県境を越えての県外チームとの交流や移動を可能とする。

必須条件として、神奈川県が、JBA バスケットボール活動再開ガイドラインに定めた「活動レベル3」以上になることが求められる。現在は、「活動レベル2」です。

■STEP1～2 は、県内でも市町村によって休校等の措置や実態が異なるので、県 U12 部会と情報共有しながら、チーム所属の支部ごとに判断する。

■STEP3～4 は、全県一斉の措置として、県協会および県協会 U12 部会が判断し、その都度通知する。

■国内・県内の感染状況の変化により、一旦進んだ **STEP** が後ろに戻る場合もある。

2 STEP1～4 全ての段階における留意事項

(1) 感染防止対策を十分にとる。(具体的な内容については、STEP1 を参照。)

- (2) 練習日数・時間・内容等が急激に過度にならないように段階的に設定する。
- (3) 支部・地区連盟等の会議については、集合型では行わず、メール稟議など形態を工夫する。また、大会抽選会等は、最小限の役員による責任抽選とする。
- (4) チーム総会など、チーム行事・会議についても原則として集合型では行わない。

緊急かつ重要と判断してどうしても会合を行う必要がある場合は、以下の点に留意する。

- ・ 必要最少人数の参加
 - ・ 必要最小時間の内容での実施
 - ・ 密閉性の低い会場での実施
 - ・ 参加者同士の間隔をとる。
 - ・ 飲食を伴わないこと。
 - ・ 換気、マスク着用、手洗い、うがい、消毒の徹底など
- (5) その他、神奈川県バスケットボール協会 U12 部会作成の新型コロナウイルス感染予防ガイドラインの最新版を参照すること。漸次更新されています。

3 選手の所属する学校等で、特段の指示があった場合

- (1) 選手の所属する学校や教育委員会から特段の指示があった場合は、その指示に従ってください。
- (2) 活動場所として使用する公設体育施設や学校開放での体育館など、借用場所の指示に従ってください。

4 その他

今回の通知は、直近の社会情勢を受けて、1月5日に発出したものから変更を加え、年度末年度始における活動レベルについてのめやすおよび留意事項を中心に記述しています。各チームにおかれましては、様々なご不便をおかけいたしますが、**子どもたちの命と健康を守りながら楽しくバスケットボールができるように**、この措置にご協力ください。

また、先の見えない不安と恐怖から、世間は、様々な活動に対してそれぞれの価値観をもって厳しい目を向けている現状があります。そんな中、子どもたちが不当な誹謗や中傷を受けることのないように、各チームにおかれましては、**感染症拡大防止の知見のもと**、情報を冷静に把握して、**統一された規準に基づいて行動**してください。また、チーム内における個人の判断を尊重し、決して強制や同調圧力を加えたり差別的な扱いをしたりしないように十分にご配慮をお願いします。

今後、感染状況など国内情勢の変化により、さらに措置を変更する可能性もあります。引き続き、支部・地区連盟との連絡を密に取るようにしてください。